

市政トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

4月より 県福祉関係の手当などの 制度が改正されます

県の福祉関係の手当の月額単価が次のとおり改正されます。
◆**愛知県遺児手当**
公的年金を受給できる場合は、手当を受給できなくなりました。

	支給区分	改正前月額	改正後月額
県遺児手当	3年目まで	4,500円	4,350円
	4~5年目	2,250円	2,175円
在宅重度障害者手当	1種	16,100円	15,500円
	2種	7,000円	6,750円
特別障害者手当(県上乗せ分)	A種	7,090円	6,850円
	B種	1,090円	1,050円
障害児福祉手当(県上乗せ分) 経過的福祉手当(県上乗せ分)	A種	7,160円	6,900円
	B種	1,160円	1,150円

難病等の方 障がい福祉サービスなどの 対象となります

4月から障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に難病等の方が加わります。

対象となる方は、必要と認められた障がい福祉サービスなどの利用が可能となります。
対象となる難病の範囲や手続き方法などについては、地域福祉グループへ問い合わせてください。

問合せ先
いきいき広場内地域福祉グループ
電話番号
522-0071

問合せ先
いきいき広場内地域福祉グループ
電話番号
522-0071

労働相談が 事前予約制になります

4月より労働相談が事前予約制になります。

職場での悩みごと、困りごとなどをあらゆる労働問題にお応えします。

相談は無料で秘密は厳守します。気軽に相談してください。

相談内容
解雇、賃金、退職金、
労働時間、就業規則、労働契約、人間関係などのあらゆる労働問題

電話番号
522-0071

相談日 毎月第2水曜日
相談時間 午後1時～4時
予約方法 前日の正午までに電話で市民生活グループへ連絡
※予約が無い場合は実施しません。

問合せ先
市役所市民生活グループ
電話番号
521-1111（内線264）

